

第3章 環境の保全と創造に向けた施策

◆ 各施策の見方

各施策の内容は次のような構成になっています。※各図はイメージです。

【基本目標、施策の方針】

基本目標ごとに節を設け、その下に施策の方針、さらにその下に各施策を示しています。

【施策】

各施策には、現状と課題、施策の方向、施策（取組）の内容、環境指標、主な事業、市民・市民団体・事業者期待される役割などを示しています。

【現状と課題】

現状には、施策に係る調布市の環境の現状や、国・都・市・市民団体等のこれまでの取組の動向を示しています。

また、**課題**には、現状を踏まえた当該施策に係る課題を示しています。

【施策の方向】

施策の基本的な考え方を示しています。

【施策（取組）の内容】

施策の成果向上を図る取組の内容を示しています。

調布市の環境の現状と課題

3.1 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

方針1-(1) 緑と水の保全・再生

施策1-① 緑の保全

【現状と課題】

現状

- 東京都では、平成22（2010）年に、区市町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を策定し、今後10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進める新たな施策を提示しています。
- 調布市においては、国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線の緑豊かな斜面が緑の骨格を形成しています。中でも深大寺・佐須地域では、生産緑地[※]に指定されている市街化区域内農地が多く、国分寺崖線の雑木林と田畑が一体となって残されているほか、屋敷林、社寺林等も点在しています。
- 市内を流れる多摩川、野川、仙川などの河川に沿って河川敷の緑（草地）が連続しており、自然豊かな水辺空間を提供しています。
- 平成22(2010)年度の調査における調布市のみどり率は36.0%（緑被率では32.0%）であり、近接した都心部と比較すると高いものの、相続に伴う農地転用等により、平成5（1993）年以降は果樹園・苗圃等、田畑、草地の減少が目立っています。
- 調布市は、「調布市緑の基本計画」（平成23(2011)年改定）に基づく緑のまちづくりを進めており、崖線や雑木林の公有化、特別緑地保全地区制度の活用などによって、市民団体等の協力を得ながら、緑の保全・維持管理に取り組んでいます。
- 調布市では、「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」を、自然環境等の保全及び育成、地球環境保全に資する取組に活用しています。

課題

都市化や宅地化が進む中、現状の市内の緑を維持して行く取組が必要です。

【施策の方向】

崖線や河川敷等の連続したまとまりのある緑を適切に維持管理し、市内の自然環境の基盤となる緑を保全します。

【施策（取組）の内容】

- **調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進**
国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度[※]の積極的な活用等を通じて保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを検討し、維持管理に取り組めます。
- **湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全**
水源として機能している湧水や河川等に近接する樹林地等の緑については、河川敷の草地などとの連続性に配慮しながら、水辺環境との一体的な保全に努めます。

【環境指標】

施策（取組）の成果を把握するための指標です。基準値と目標を具体的な数値で示しています。なお、基準値と目標の年次の記載では、西暦を省略しています。

※原則として、基準値は平成26年度、目標値は平成37年度の数値を記載しています。

なお、各環境指標における目標設定の考え方については、資料編の資料5（p.98～p.107）をご覧ください。

環境の保全と創造に向けた施策 第3章

【環境指標】

環境指標	基準値	目 標
みどり率 ⁵	36.0% (平成22年度)	36.0% (平成32年度)
公共が保全する緑の面積 ⁶	146.63 ha (平成26年度)	149.85 ha (平成37年度)
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	5箇所 (平成26年度)	8箇所 (平成37年度)

※：指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地⁵及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。

【主な事業】

事業内容	担当課
■調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進	
●崖線樹林地等の公有化・保管理	緑と公園課
●社寺林、屋敷林等の保全のための支援	緑と公園課
●特別緑地保全地区・市民緑地の指定	緑と公園課
●樹林・緑地の維持管理活動団体の設立支援・育成	緑と公園課
●調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金への協力呼びかけと効果的活用等の検討	緑と公園課 環境政策課
●協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討	緑と公園課
●雑木林の管理に向けた講座の実施	環境政策課
●雑木林連結会の運営支援	緑と公園課
●市民団体を交えた崖線樹林地の保管理計画の策定	緑と公園課
●市民参加による崖線や緑地の整備・管理	緑と公園課
●条例や開発事業指図書に基づき緑化の推進	緑と公園課
■湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全	
●深大寺・佐須地域における緑と水辺環境の一体的な保全	環境政策課
●多摩川・野川クリーン作戦 ⁵ の実施	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

●身近にある緑地等での自主的な環境保全活動などを通じて、緑豊かな環境づくりに努めます。
(市民・市民団体・事業者)

【主な事業】

施策（取組）の内容に関連して、計画期間内に取り組む主な事業と、事業を所管する担当課を一覧表で示しています。

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

より良い環境の保全・回復・創出は、市の取組のみで実現できるものではないため、それぞれの施策において各主体に期待される役割や取り組んでいただきたい行動・活動などを例示的に示しています。

第3章 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

【コラム】

施策によっては、必要に応じ、わかりにくい言葉や内容について、コラムとして写真なども活用し、説明を加えています。また、資料編の資料6（p.108～p.115）にも用語解説を掲載しています。

3.1 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

方針1-(1) 緑と水の保全・再生

施策1-① 緑の保全

【現状と課題】

現 状

- 東京都では、平成22（2010）年に、区市町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を策定し、今後10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進める新たな施策を提示しています。
- 調布市においては、国分寺崖線、布田崖線、仙川崖線の緑豊かな斜面が緑の骨格を形成しています。中でも深大寺・佐須地域では、生産緑地[§]に指定されている市街化区域内農地が多く、国分寺崖線の雑木林と田畑が一体となって残されているほか、屋敷林、社寺林等も点在しています。
- 市内を流れる多摩川、野川、仙川などの河川に沿って河川敷の緑（草地）が連続しており、自然豊かな水辺空間を提供しています。
- 平成22(2010)年度の調査における調布市のみどり率[§]は36.0%（緑被率では32.0%）であり、近接した都心部と比較すると高いものの、相続に伴う農地転用等により、平成5（1993）年以降は果樹園・苗圃等、田畑、草地の減少が目立っています。
- 調布市は、「調布市緑の基本計画」（平成23(2011)年改定）に基づく緑のまちづくりを進めており、崖線や雑木林の公有化、特別緑地保全地区制度の活用などによって、市民団体等の協力を得ながら、緑の保全・維持管理に取り組んでいます。
- 調布市では、「調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金」を、自然環境等の保全及び育成、地球環境保全に資する取組に活用しています。

課 題

都市化や宅地化が進む中、現状の市内の緑を維持して行く取組が必要です。

【施策の方向】

崖線や河川敷等の連続したまとまりのある緑を適切に維持管理し、市内の自然環境の基盤となる緑を保全します。

【施策（取組）の内容】

■ 調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進

国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度[§]の積極的な活用等を通じて保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを検討し、維持管理に取り組めます。

■ 湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全

水源として機能している湧水や河川等に近接する樹林地等の緑については、河川敷の草地などとの連続性に配慮しながら、水辺環境との一体的な保全に努めます。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
みどり率 ⁵	36.0% (平成22年度)	36.0% (平成32年度)
公共が保全する緑の面積*	146.63 ha (平成26年度)	149.85 ha (平成37年度)
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数	5箇所 (平成26年度)	8箇所 (平成37年度)

※：指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地⁵及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。

【主な事業】

事業内容	担当課
■調布を特徴づける緑の保全と維持管理の推進	
●崖線樹林地等の公有化・保全管理	緑と公園課
●社寺林、屋敷林等の保全のための支援	緑と公園課
●特別緑地保全地区・市民緑地の指定	緑と公園課
●樹林・緑地の維持管理活動団体の設立支援・育成	緑と公園課
●調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金への協力呼びかけと効果的活用等の検討	緑と公園課 環境政策課
●協働による緑の保全のための仕組みづくりの検討	緑と公園課
●雑木林の管理に向けた講座の実施	環境政策課
●雑木林連絡会の運営支援	緑と公園課
●市民団体を交えた崖線樹林地の保全管理計画の策定	緑と公園課
●市民参加による崖線や緑地の整備・管理	緑と公園課
●条例や開発事業指導要綱に基づく緑化の推進	緑と公園課
■湧水・河川等の水辺環境との一体的な保全	
●深大寺・佐須地域における緑と水辺環境の一体的な保全	環境政策課
●多摩川・野川クリーン作戦 ⁵ の実施	環境政策課

【市民・市民団体・事業者期待される役割】

- 身近にある緑地等での自主的な環境保全活動などを通じて、緑豊かな環境づくりに努めます。
(市民・市民団体・事業者)

施策1-② 水辺環境の保全・再生

【現状と課題】

現 状

- 市内を流れる多摩川、野川、仙川などの河川は、自然豊かな水辺環境を提供しています。
- 崖線下から湧き出す地下水は、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川等の主な水源になっていますが、宅地化が進み水量が減少しています。また、東京外かく環状道路の建設などの大規模工事による水脈の変化や工事に伴う水質悪化が懸念されるため、工事の度に事前評価が行われています。
- 調布市は、「調布市自然環境の保全等に関する条例」に基づいて、緑の保全、水の循環、地下水・湧水の保全・回復に取り組んでいます。

課 題

河川や湧水の保全、雨水利用の推進などに引き続き取り組み、豊かな水辺環境と健全な水循環を確保する必要があります。

【施策の方向】

河川等の水辺環境の維持管理を推進するとともに、水路や湧水等の水源を確保し、地域の健全な水循環の形成に取り組めます。

【施策（取組）の内容】

■ 雨水浸透の推進による湧水保全及び河川水源の涵養⁵

公共施設においては、雨水浸透ます⁵・浸透トレンチ⁵等の設置や道路等への透水性舗装⁵の採用等により、河川水源となる地下水の涵養を積極的に進めます。また、民間施設においても雨水浸透施設の設置状況を把握し、更なる導入を支援します。

■ 健全な水循環の形成に向けた啓発

水循環を流域全体でとらえ、市民・事業者に対して、雨水浸透や節水等の取組の重要性について啓発を図ります。

■ 開発事業等における地下水・湧水保全への配慮

道路建設（東京外かく環状道路等）などの大規模工事による水脈の変化や工事に伴う水質変化の可能性については、国や都による事前評価に対して意見の提出を行い、大規模工事により水量の変化や水質悪化が生じないように配慮します。

■ 市民等との協働による水辺環境の維持管理

自然豊かな水辺環境を守り育てるため、市民参加による維持管理に努めます。

【環境指標】

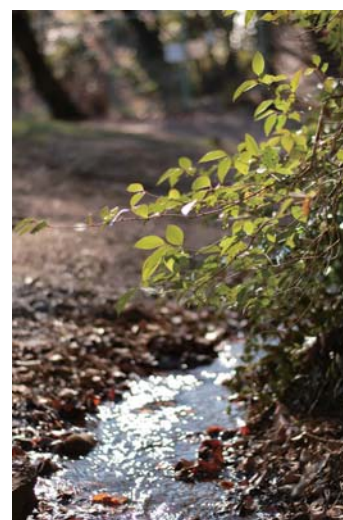
環境指標	基準値	目標
浸透設備等の設置による雨水の浸透能力	66,828m ³ /h (平成26年度)	【H26～H37の累計】 115,600m ³ /h (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■ 雨水浸透の推進による湧水保全及び河川水源の涵養⁵	
● 雨水浸透設備・雨水貯留設備の設置及び雨水利用の推進	下水道課 環境政策課 営繕課 各施設の所管課
● 公道への透水性舗装 ⁵ の導入推進	道路管理課 街づくり事業課
● 湧水調査の実施	環境政策課
■ 健全な水循環の形成に向けた啓発	
● 節水や下水に油等を流さないなどの普及啓発	下水道課
● 雨水浸透の重要性に関する普及啓発	環境政策課
■ 開発事業等における地下水・湧水保全への配慮	
● 大規模建設工事等の地下水・湧水への影響に係る国や都による事前評価に対する意見の提出	環境政策課
■ 市民等との協働による水辺環境の維持管理	
● 多摩川・野川クリーン作戦 ⁵ の実施（再掲）	環境政策課

【市民・市民団体・事業者期待される役割】

- 河川や用水路などの貴重な水辺環境をみんなで守り育てます。 (市民・市民団体・事業者)
- 節水に努めるとともに、雨水浸透や雨水の貯留に協力します。 (市民・事業者)



野草園前の湧水

施策1-③ 里山^S環境の維持・保全

【現状と課題】

現 状

- 多様な生物が生息する身近な自然として、里山が重要な地域となっています。
- 調布市では、崖線の緑などのまとまった自然環境は、土地利用上の制約や法規制によっておおむね保全されています。
- 一方で、営農者の高齢化や後継者不足の影響により、里山環境を構成する都市農地は徐々に減少することが予想されます。
- 調布市は、平成26(2014)年3月に「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画(次頁において「計画」という。)」を策定し、東京都の補助事業である「農業・農地を活かしたまちづくり事業」を活用した里山環境の保全を進めてきました。
- 市は、「ちょうふ環境市民会議^S」との協働により、雑木林ボランティア講座^Sを開催し、樹林地の保全に向けた人材の育成に取り組んでいます。
- このような地域の自然・文化を始め、社会や経済との関わりを認識し、総合的な視点から持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の必要性は、ユネスコ^{注)}によっても「持続可能な開発のための教育(E S D)」として提唱されています。

注) 諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関

課 題

武蔵野の面影を残す里山環境は、調布の大きな特徴となっているため、将来に向けて維持・保全して行く必要があります。

【施策の方向】

貴重な里山環境として、市街化区域内に残された都市農地や樹林地等の維持・保全に向けた取組を推進します。

【施策(取組)の内容】

■ 農地の保全に向けた仕組みづくり

農家の経営安定化や後継者の育成に資する各種支援制度を検討します。また、体験農園^Sなどの充実を図り、市民が農業や市街化区域内に残された都市農地の保全に理解を深める機会を創出して行きます。

■ 里山環境の総合的な維持・保全と活用

雑木林ボランティア講座などの環境学習を通じて調布の環境における里山の重要性を理解し、環境保全活動の促進によって里山環境の保全を図るとともに、里山と私たちの暮らしとの関わりについて学ぶ場として活用を図ります。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
雑木林ボランティア講座 [§] の延べ受講者数	72人 (平成26年度)	【H28～H37の累計】 800人 (平成37年度)
市民と協働で保全活動を行う崖線の箇所数 (再掲)	5箇所 (平成26年度)	8箇所 (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■農地の保全に向けた仕組みづくり	
●農業継続のための各種支援・関係機関へのはたらきかけ	農政課
●農業体験の場の拡充	農政課
●新たな生産緑地 [§] の指定	農政課 都市計画課
●体験農園 [§] の開設と市民参加の推進	農政課
●子どもたちの農業体験・地元食材を使った食育 [§] 等の継続的な実施	指導室 学務課 農政課
●計画区域内の生産緑地等の維持のための制度の検討	緑と公園課 環境政策課 農政課
■里山[§]環境の総合的な維持・保全と活用	
●里山を活かした体験学習プログラムの実施	環境政策課
●深大寺・佐須地域における緑と水辺の一体的な保全（再掲）	環境政策課
●里山に関する環境学習の推進	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 自分たちの暮らしと里山の関係について理解を深め、里山保全等の活動等を通じて、貴重な環境資源である里山を次世代に引き継ぎます。
(市民団体・事業者)
- 里山環境の維持・保全に向けた取組に協力します。
(市民)



里山の風景（深大寺南町）

方針1-(2) 生物多様性の保全・活用

施策1-④ 生物の生息空間の保全

【現状と課題】

現 状

- 生物多様性基本法（平成20(2008)年制定）に基づき、国が「生物多様性国家戦略2012-2020」を定めて生物多様性保全に向けた取組を進める中、地方自治体においても「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない（同法第13条）」と、その策定等に向けた取組が期待されています。
- 調布市は、都市近郊にありながら、多摩川、野川、仙川などの河川や深大寺・佐須地域など豊かな自然環境を有しています。
- ここ10年で市が行った魚類調査では、仙川及び野川でオイカワ、モツゴ、コイ、タモロコ、メダカなどが確認されています。
- 平成19(2007)年度には、「調布市環境モニター[§]」による佐須地域及び多摩川・野川周辺の自然環境調査が行われ、水辺の植物394種が確認されています。
- 植物、魚類以外の生物については、十分な調査結果は保有されていません。
- 市は、生物多様性保全の取組の一環として、市民参加のもとで、多摩川河川敷における特定外来生物[§]（植物）の駆除活動を定期的に行っています。

課 題

生物多様性の保全に向けて、市民のこれまでの取組を活かしながら近隣自治体とも連携を図り、生物の生息空間を拡大して行く必要があります。

【施策の方向】

様々な生物の生息空間を保全し、生態系ネットワーク[§]の形成を図るとともに、生物に関する情報の蓄積・活用に取り組みます。

【施策（取組）の内容】

■ 生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進

調布市域の生物多様性の保全に向けて、様々な視点から総合的に取り組むため、「(仮)生物多様性ちょうふ戦略」の策定を検討します。

■ 生態系ネットワークの形成

市民や地域の専門家の参加を得て、近隣自治体とも連携しながら広域的な生態系ネットワークの形成に努めます。

■ 在来種[§]の保護及び特定外来生物（植物）の駆除

生物多様性の重要性について市民・事業者の理解向上に努めるとともに、それぞれの主体との協働を通じて、公園・学校・公共施設等の緑化や、河川等の公共用地における特定外来生物（植物）の駆除に取り組みます。

■ 生物に関する基礎資料のデータベース化に向けた仕組みの検討

生物の生息空間として重要な緑や水辺の自然環境について、調査結果のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討を行います。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
自然環境調査の実施回数	7回* (平成26年度)	【H28～H37の累計】 63回 (平成37年度)
特定外来生物 ⁵ （植物）駆除活動における対象面積	875㎡/回 (平成26年度)	【H28～H37の累計】 17,500㎡ (平成37年度)

※：3年に1回の湧水調査を含む。

【主な事業】

事業内容	担当課
■生物多様性の保全に向けた総合的な取組の推進	
●「(仮)生物多様性ちょうふ戦略」の策定の検討	環境政策課
■生態系ネットワーク⁵の形成	
●公園や道路等での生態系ネットワークの整備推進	緑と公園課
●生物多様性の保全を踏まえた既存水路(深大寺・佐須地域)の環境整備の検討	環境政策課
●公園等における生物の生息に適した空間の確保	緑と公園課
■在来種⁵の保護及び特定外来生物（植物）の駆除	
●在来種を活用した緑化の検討	緑と公園課
●河川敷等での特定外来生物（植物）駆除活動の実施	環境政策課
●生態系の維持・回復	環境政策課 緑と公園課
■生物に関する基礎資料のデータベース化に向けた仕組みの検討	
●市民・専門家等との協働による自然環境調査の仕組みづくりの検討	環境政策課
●自然環境情報のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 里山⁵や水辺に生息・生育する動植物を大切にします。
(市民・市民団体・事業者)
- 生態系に影響のある特定外来生物（植物）の駆除活動に協力します。
(市民・市民団体・事業者)



多摩川での特定外来生物（植物）の駆除活動

施策1-⑤ 多様な自然環境の活用

【現状と課題】

現 状

- 調布市は、大都市の近くに位置しながら、多摩川、野川などの河川や崖線沿いの湧水、深大寺・佐須地域の樹林地など豊かな自然環境を有しています。
- 深大寺自然広場、都立神代植物公園、同植物公園植物多様性センターなど、自然に親しみながら学習できる施設が充実しています。
- 「ちょうふ環境市民会議⁵⁾」が中心となって、市内の自然に関するマップの作成に取り組んでおり、市民等への情報提供に努めています。
- 市民アンケート調査結果^{注)}においては、市民の自然の緑や水辺の環境の豊かさに対する満足度は高いものの、身近な緑や水・生き物を守る活動については、「機会がない・方法を知らない」という市民の割合が比較的高くなっています。

注) 平成26(2014)年度に実施した「調布の環境に関する市民アンケート調査結果」による。

課 題

市民にとって、緑や水とのふれあいの場所や機会が十分に認知されていないことが考えられるため、的確な情報提供等を行い、調布の特徴である豊かな自然環境を楽しく学ぶ行動につなげて行く必要があります。

【施策の方向】

生物多様性に富んだ優れた自然を、市民の環境学習の場として活用します。

【施策（取組）の内容】

■ 緑や水辺環境におけるふれあい学習の推進

市民団体や事業者が主体となった取組を促進し、緑や水辺を、豊かな生態系にふれあえる自然体験型の環境学習の場として活用します。

■ 自然環境の活用

多摩川・野川等の河川を始めとする市内の身近な水辺環境や深大寺・佐須地域等の自然資源^{注)}を環境学習等に活用します。

注) 自然資源とは、崖線・里山⁵⁾・公園などの緑、水及びそこに生育する生き物のことを指します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目 標
自然観察会の実施回数	7回 (平成26年度)	【H28～H37の累計】 70回 (平成37年度)
自然体験学習の参加者人数	877人 (平成26年度)	【H28～H37の累計】 9,000人 (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■緑や水辺環境におけるふれあい学習の推進	
●湧水・樹林地等における自然観察会の実施	環境政策課
●調布水辺の楽校 ⁵ の実施	環境政策課
●調布こどもエコクラブの実施	環境政策課
■自然環境の活用	
●自然環境マップの作成・配布	環境政策課
●佐須の用水路等の水路清掃作業に対する助成・支援	道路管理課 環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 調布の豊かな自然環境である緑や水辺に親しみます。 (市民・市民団体・事業者)
- 緑や水辺環境を活用して環境を学習する子どもたちへの支援や協力をします。 (市民・市民団体・事業者)



多摩川での水辺の楽校の様子

3.2 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

方針2-(1) 美しい街並みの形成

施策2-① 景観形成の推進

【現状と課題】

現 状

- 国は、平成15(2003)年に「美しい国づくり政策大綱」を定め、その後平成17(2005)年に景観法を始めとする景観緑三法^{注)}を全面施行し、自然と調和した美しい国土の整備と次世代への継承を目指して、良好な景観形成に取り組んでいます。
注) 景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、改正都市緑地保全法
- 市は、これまでに地区計画[§]制度を始め、高度地区や特別用途地区等の指定による規制誘導を通じて、良好な都市景観の形成に取り組んできました。平成25(2013)年には景観法に基づく景観行政団体へ移行し、景観条例及び景観計画による景観づくりを進めています。
- また、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づいて、住民発意によるまちづくり活動を支援しています。
- 国分寺崖線などの豊かな緑、多摩川や野川などの水辺と湧水に恵まれた自然環境は、調布市の特徴となっており、調布市景観基本計画において、国分寺崖線景観形成重点地区[§]に指定されています。
- 京王線の連続立体交差事業によって平成24(2012)年に調布・布田・国領の各駅が地下化され、駅前広場の整備や再開発による大規模建築物の建設などが進められています。
- 調布市は、平成31(2019)年に開催されるラグビーワールドカップ、平成32(2020)年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの一部競技会場となるため、東京都により施設整備が進められています。
- 東京都屋外広告物条例に基づいて広告物の規制・指導等を行い、良好な景観の確保に努めています。

課 題

調布駅周辺再開発や東京オリンピック・パラリンピックなどを中心とした、景観形成上の影響が大きい施設整備に対応し、長期的な視点に立って、自然景観のみならず都市景観に配慮した街並みづくりを推進する必要があります。

【施策の方向】

眺望や周囲の街並みに配慮しながら調和のとれた街並みづくりを推進し、質の高い都市空間の形成を図ります。

【施策（取組）の内容】

■ 自然の眺望を活かした都市景観づくり

街並みの背景にある崖線の緑、河川敷等の水辺空間が持つイメージを活かした都市景観づくりに取り組みます。自然景観の保全に当たっては、緑や水辺環境の保全とともに、都市計画法や景観法制度等との連携・活用を図りながら取り組みます。

■ 調和のとれた街並みの形成

公共施設等のデザインは周囲の街並みに十分配慮するとともに、主要な道路の沿道等においては、地区計画制度等の都市計画手法を活用して建物の高さや壁面位置などを誘導し、統一感のある街並みの形成に努めます。

■ 洗練された街並みの保全・創出

街並み景観を保全し、更に洗練されたものとして行くため、景観法の届出制度を活用した誘導方策を検討するほか、緑化等による景観形成に取り組めます。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
公共が保全する緑の面積*（再掲）	146.63ha (平成26年度)	149.85ha (平成37年度)
無電柱化道路延長	0m (平成26年度)	【H28～H37の累計】 1,380m (平成37年度)

※：指標の対象となる緑とは、市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地⁵及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を示す。

【主な事業】

事業内容	担当課
■自然の眺望を活かした都市景観づくり	
●「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく良好な開発事業への誘導	都市計画課 緑と公園課
●良好な自然景観保全に向けた土地利用適正化の推進	都市計画課
●地域における景観意識の醸成・担い手育成	都市計画課
■調和のとれた街並みの形成	
●景観条例に基づく公共施設のデザイン向上等景観整備の推進	宮繕課
●市民参加による地区計画 ⁵ 策定等、良好な街並み形成に向けた活動の支援	都市計画課
●「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく街づくり協議会の設立の推進	都市計画課
■洗練された街並みの保全・創出	
●景観法及び調布市景観条例に基づく景観誘導	都市計画課
●東京都屋外広告物条例に基づく広告物の規制・指導・除却	環境政策課
●街路樹等による連続した緑の街並みの創出・保全	街づくり事業課 道路管理課
●無電柱化の推進	街づくり事業課 道路管理課
●花いっぱい運動 ⁵ による彩りづくり	緑と公園課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 住宅や事務所を新築又は増改築する際は、街並みに配慮して周囲の景観に調和したデザインとなるよう配慮します。 (市民・事業者)
- 地区の街づくり協議会や地区計画策定など、住民発意のまちづくりへの参画を通じて、良好な街並みの形成に向けたルールづくりと実践に努めます。 (市民・市民団体・事業者)
- 開発事業者は、大規模事業においては事前の協議や構想・計画段階からの情報開示に努め、良好な景観づくりに協力します。 (事業者)

施策2-② 歴史・文化環境の保全・継承

【現状と課題】

現 状

- 国は、地域が一丸となって地域の個性やその魅力を発信し、経済振興とともに住民の誇りと愛着を育み、活気にあふれた地域社会を築くことを目指して、平成18(2006)年に観光立国推進基本法を制定し、平成20(2008)年に観光庁を発足させ、取組を進めています。
- 調布市においては、国分寺崖線等の豊かな緑、多摩川や野川等の水辺と湧水に恵まれた自然環境の中で刻まれてきた歴史・文化を背景に、深大寺周辺を始めとする固有の景観が残っています。
- 特に、深大寺・佐須地域には、地域の環境資源として国分寺崖線の緑や湧水、まとまった都市農地や用水路などからなる里山⁵風景が残されているため、調布市では、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」（平成26(2014)年3月策定）に基づき、それらの保全・活用に向けた取組を進めています。
- 深大寺地区の景観は多くの市民がその良さを実感しており、「深大寺通り街づくり協議会」が中心となって街づくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な街づくり活動が行われています。
- 調布市内には、国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡などの文化財が残されています。
- 武者小路実篤が晩年を過ごした邸宅跡には実篤公園が整備されており、隣接地には武者小路実篤記念館があります。

課 題

緑や水に関係する豊かな景観資源を活かして、自然環境や歴史・文化と調和した調布市固有の景観を保全し、景観づくりを進めて行く必要があります。

【施策の方向】

豊かな自然とともに育まれた歴史・文化環境を保全し、調布市固有の良好な景観として、次世代につないでいきます。

【施策（取組）の内容】

■ 歴史・文化環境の保全・継承

市民が愛着を感じる自然や歴史・文化を未来に伝える史跡・文化財等とともに、それらにまつわる郷土の歴史・文化についてもあわせてPRに努め、地域資源として保全を図り、次世代へ継承して行きます。

■ 歴史・文化を活かした景観づくりの推進

地域の歴史・文化遺産の特性及び自然環境に配慮して景観の保全に努め、それらを核に地域と連携を図りながら周辺の景観づくりを進めて行きます。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
調布には優れた景観があると思う市民の割合	84.3% (平成26年度)	85.0% (平成30年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■歴史・文化環境の保全・継承	
●指定文化財の適切な保全・管理	郷土博物館
●国指定史跡下布田遺跡・深大寺城跡の保全・整備・P R	郷土博物館
●歴史・文化遺産に係る普及啓発事業の企画開催	郷土博物館
■歴史・文化を活かした景観づくりの推進	
●深大寺地区街なみ環境整備事業の実施	都市計画課
●景観法の制度を活用した景観まちづくりの推進	都市計画課
●実篤公園の保全・整備	緑と公園課
●深大寺・佐須地域における「農」の歴史や文化を活かした景観づくりの推進	緑と公園課 環境政策課 都市計画課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 地域の歴史・文化遺産の歴史性に配慮した景観づくりへの取組に協力します。
(市民・市民団体・事業者)



深大寺城跡（深大寺元町）

方針2-(2) 快適な空間の確保

施策2-③ まちのうるおいの創出

【現状と課題】

現 状

- 平成26(2014)年4月現在、市内には都・市立の公園が220箇所あり、面積は約129haとなっています。なお、平成26(2014)年度の市民一人当たりの公園面積は5.77㎡でした。
- 都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川緑地など、緑の多い大規模な公園や中小規模の公園が配置され、多くの人に利用されていますが、供用後、相当の年数が経過し、施設や設備等が老朽化している公園も見られます。
- 市は、生垣設置に対する助成のほか、市内の空き地等に花を植え、その活動を支援する「花いっぱい運動⁵事業」の展開などによって、まちなかの緑化を推進しています。
- また、「調布市自然環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則」においても、道路、公園、住宅地など様々な施設を対象として緑化の基準を設けています。

課 題

公共施設整備においては、緑化の推進など環境に配慮するとともに、公園・緑地の更なる整備を図り、市民がまちのうるおいを感じられる環境を創出して行く必要があります。

【施策の方向】

公共施設の適切な維持管理とともに、公共施設整備に当たっては公園・緑地等の緑化を推進し、うるおいが感じられるまちづくりに取り組みます。

【施策（取組）の内容】

■ 緑が豊かな環境づくり

連続した緑の空間を創出する緑豊かな環境づくりに取り組みます。

■ 公園・緑地等の適正配置と維持

将来の人口減少や少子高齢化の進展に備え、地域のニーズや特色を踏まえ、他の緑地等とのネットワーク化も考慮した公園・緑地等を適正に配置するとともに、適切な維持管理から、市民にとって利用しやすい快適な憩いの場の提供に努めます。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
花いっぱい運動 [§] の実施箇所数	34箇所 (平成26年度)	51箇所 (平成37年度)
市民一人当たりの公園面積	5.77㎡ (平成26年度)	5.66㎡ (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■緑が豊かな環境づくり	
●生垣設置の奨励・助成	緑と公園課
●花いっぱい運動などの市民参加の緑化活動の推進	緑と公園課
●緑化重点地区 [§] における緑化の推進	緑と公園課
●校庭の芝生化	教育総務課
■公園・緑地等の適正配置と維持	
●公園・緑地，オープンスペースの適正配置と整備	緑と公園課
●公園・緑地における緑の維持管理	緑と公園課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 自宅や事業所の敷地内の緑化に努めるとともに，花いっぱい運動を始めとする緑化活動に協力します。
(市民・市民団体・事業者)

施策2-④ 都市美化の推進

【現状と課題】

現 状

- 市は平成9(1997)年に「調布市都市美化の推進に関する条例」を制定し、都市美化を推進しています。条例に基づいて「美化推進重点地区⁵」に指定された地区は、平成27(2015)年11月現在で8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- ごみ、たばこの吸い殻のポイ捨てなどの迷惑行為に対する市民の関心は高く、調布市では市内各駅で喫煙マナーアップ清掃やパトロールを実施しています。
- 路上（歩道等）に放置された自転車が歩行者の通行の支障となっており、自転車駐車場等においても持ち主のわからないまま放置される自転車があります。
- 飼い主のいない猫やペット等のふんや鳴き声など、生活トラブルに関する相談が増えています。

課 題

市民のより一層の美化意識の高揚と、公衆マナーの向上・取組を進める必要があります。

【施策の方向】

ごみ捨てや喫煙等のマナーを守るよう意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策の推進によって、快適な都市環境を確保します。

【施策（取組）の内容】

■ 公衆マナーの順守を目指した意識啓発

ごみのポイ捨てや歩行喫煙など、公衆に対する迷惑行為を防止し、美化意識の向上につなげるため、市民の意識啓発に取り組みます。

■ 市民参加による美化活動の推進

快適な都市環境を確保するため、身近な生活空間の定期的な清掃活動等を推進します。

■ 美化対策の推進

放置自転車や飼い主のいない猫等の地域問題に対して、適切な対策を推進します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
美化推進重点地区 ⁵ 数	7地区 (平成26年度)	11地区 (平成37年度)
美化活動に参加した市民の数	9,513人 (平成26年度)	10,000人 (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■公衆マナーの順守を目指した意識啓発	
●ごみのポイ捨て防止や喫煙マナー向上のための啓発	環境政策課
●犬の登録・狂犬病予防接種の推進・散歩マナーの啓発	環境政策課
■市民参加による美化活動の推進	
●喫煙マナーアップ清掃及びパトロールの実施	環境政策課
●美化推進重点地区の指定と活動の推進	環境政策課
●多摩川、野川、調布駅前でのクリーン作戦 ⁵ の実施	環境政策課
●市民参加による道路清掃(ふれあいのみちづくり事業)の推進	道路管理課
■美化対策の推進	
●放置自転車の対策	交通対策課
●自転車駐車場の整備の推進	交通対策課
●飼い主のいない猫等の対策の推進	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 地域の清掃活動に参加するなど、まちの美化に協力します。(市民・市民団体・事業者)



調布駅前クリーン作戦

3.3 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

方針3-(1) 公害のない環境の維持

施策3-① 大気汚染の防止

【現状と課題】

現 状

- 我が国では、大気汚染防止法に基づき、工場ばい煙等に対する対策がとられています。
- 建築物解体工事の増加によるアスベスト⁵飛散事故の未然防止に備えて、平成26(2014)年には大気汚染防止法が一部改正されました。
- 東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、「東京都環境確保条例」という。)に基づき、平成15(2003)年からディーゼル規制等の対策が取られ、これらの対策の効果により、浮遊粒子状物質(SPM)⁵が大幅に減少しました。
- 市では、市内2箇所において浮遊粒子状物質(SPM)や二酸化窒素などの大気汚染物質の濃度の常時監視を行っており、平成26(2014)年度は、光化学オキシダント⁵と二酸化窒素を除き、いずれの項目も環境基準⁵を達成しています。
- 多摩中部地域における光化学スモッグ⁵注意報の過去10年間の平均発令日数は、9日程度となっています。
- 市では、関係法令に基づき公共施設の増改築、改修に伴う解体工事におけるアスベスト飛散防止対策を行っており、民間建築物の解体などに対しても、発生した廃棄物の適切な保管及び廃棄を指導しています。
- 近年、飲食店などから排出される臭気や野焼きによる臭気に対する相談が寄せられています。
- 東京都は、粒子が非常に小さく、人の呼吸器系等への健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、市内1箇所(一般局)で常時監視を実施しており、平成26(2014)年度は環境基準を達成しています。
- 市民アンケート調査結果^{注)}によると、生活環境(大気・河川・騒音・振動・悪臭等)に対して今後重要とする回答が上位にあがっていました。

注) 平成26(2014)年度に実施した「調布の環境に関する市民アンケート調査結果」による。

課 題

市民が望む安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら大気の状態を引き続き監視して行く必要があります。

【施策の方向】

事業活動，自動車排出ガス等に起因するばい煙・粉じん，微小粒子状物質（PM2.5）等の監視を行い，大気汚染の未然防止，悪臭の発生防止に向けた指導を継続します。



市庁舎屋上の大気汚染測定局

【施策（取組）の内容】

■ 事業活動に伴う大気汚染の防止

工場・事業場由来の窒素酸化物，硫黄酸化物，ばいじん等のばい煙やアスベスト⁵等の有害物質の排出，建設工事等から発生する粉じんについて，法律・条例等に基づく規制・指導を継続して進めていきます。また大気の測定結果について公表していきます。

■ 自動車排出ガスによる大気汚染の防止

自動車排出ガスによる大気汚染の防止に向けて，公共交通機関の利用促進や低公害車の普及に向けた取組などを進めていきます。

■ 微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染への対応

国や都との連携を図りながら，大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度について継続して監視を行い，市民への適切な情報提供によって健康被害を抑制します。

■ 悪臭・臭気等の発生防止

工場・事業場等における悪臭防止対策・臭気対策の指導に加え，一般家庭からの悪臭や臭気の防止のための啓発・指導も実施していきます。

【環境指標】

環境指標	基準値	目 標
二酸化窒素(NO ₂) ^{※1} の環境基準 ^{§※2} の年間未達成日数	1日 (平成26年度)	0日 (平成37年度)
浮遊粒子状物質(SPM) ^{§※1} の環境基準 ^{※3} の年間未達成状況	0日, 0時間 (平成26年度)	0日, 0時間 (平成37年度)
微小粒子状物質(PM2.5) ^{※4} の環境基準 ^{※5} の年間未達成状況(1日平均を確認) 【参考指標】	0日 (平成26年度)	0日 (平成37年度)

※1：平成26(2014)年度までは、二酸化窒素(NO₂)と浮遊粒子状物質(SPM)については下石原交差点において常時測定を行っていたが、工事のため測定局を撤去したため、平成27(2015)年度からは、四半期毎に1週間の連続した測定を行い、評価を行っている。

※2：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm内又はそれ以下であること。

※3：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

※4：微小粒子状物質については、冬季に1週間の連続した測定を、3地点において実施。

※5：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

【主な事業】

事業内容	担当課
■事業活動に伴う大気汚染の防止	
●工場・事業場等への大気汚染防止に向けた対策の推進	環境政策課
●大気測定の実施	環境政策課
●関係法令に基づく公共施設の解体工事におけるアスベスト [§] 飛散防止対策の実施	営繕課
●建築・解体工事における粉じんの飛散防止の指導	環境政策課
■自動車排出ガスによる大気汚染の防止	
●道路沿道における緩衝用植樹帯の設置	道路管理課 街づくり事業課
●公共交通機関の利用促進	交通対策課
●自転車利用、徒歩による移動の奨励	交通対策課
●公用車への低公害車導入推進	環境政策課
●事業者・家庭への低公害車の啓発	環境政策課
■微小粒子状物質(PM2.5)による環境汚染への対応	
●微小粒子状物質(PM2.5)濃度の監視	環境政策課
●微小粒子状物質(PM2.5)濃度に関する情報提供	環境政策課
■悪臭・臭気等の発生防止	
●工場・事業場への悪臭発生防止に向けた対策の推進	環境政策課
●一般家庭への悪臭発生防止に向けた啓発の推進	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 燃焼設備の保守・管理を徹底し、大気汚染の防止に努めます。 (事業者)
- 粉じんや廃棄物に含まれる有害物質が、周囲に飛散しないよう十分配慮するとともに、適切に保管・廃棄します。 (事業者)
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用するとともに、近くの場所へは自転車や徒歩での移動を心掛けるようにします。 (市民)

コラム

微小粒子状物質 (PM2.5) とは？

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1ミリの千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準⁵を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子)⁵よりも小さいものを指します。

PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が心配されています。

施策3-② 水質汚濁の防止

【現状と課題】

現 状

- 我が国では、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場からの排水の公共用水域[§]への放流及び地下への浸透を規制するとともに、下水道等の整備を実施したことにより、河川等の公共用水域の水質が改善されました。現在は、下水道設備の老朽化が懸念されています。
- 市では、多摩川、野川、仙川などの河川や府中用水等において水質の定点監視を行っており、多摩川の大腸菌群数[§]が環境基準[§]を超えて推移しているほかは、いずれの監視地点においてもおおむね環境基準を達成しています。
- 市民アンケート調査結果^{注)}によると、生活環境（大気・河川・騒音・振動・悪臭等）に対して今後重要とする回答が上位にあがっていました。

注) 平成26(2014)年度に実施した「調布の環境に関する市民アンケート調査結果」による。

課 題

公共用水域についてはおおむね基準値を達成していますが、安心して暮らせる生活環境を維持するため、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視して行く必要があります。

【施策の方向】

工場排水や生活排水等の水質汚濁負荷[§]の低減に取り組み、河川等の公共用水域の水質を良好な状態で保全します。

【施策（取組）の内容】

■ 工場排水の水質汚濁負荷の低減

工場・事業場等からの工場排水について、法律や条例に基づき、有害物質の規制、水質汚濁負荷低減に向けた対策指導を引き続き進めていきます。また水質の測定結果について公表して行きます。

■ 家庭における生活排水対策の推進

生活排水による汚濁負荷の低減に向けて、家庭への情報提供、啓発を進めます。また、下水道設備の老朽化対策を推進します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目 標
雨天時における処理場を含む各吐口からの放流水のBOD ⁵ 値（平均放流水質）	40mg / L以下* （平成26年度）	40mg / L以下* （平成37年度）

※：基準値，目標値は，下水道法施行令による基準値

【主な事業】

事業内容	担当課
■工場排水の水質汚濁負荷⁵の低減	
●工場・事業場等への水質汚濁防止に向けた対策の推進	下水道課
●河川等の公共用水域 ⁵ における水質監視の継続	環境政策課
■家庭における生活排水対策の推進	
●生活排水対策に関する家庭向け広報・パンフレット等の発行	下水道課
●生活排水対策に関連したイベントの開催	下水道課
●下水道管の老朽化対策の推進	下水道課
●下水の高度処理化 ⁵ に向けた東京都へのはたらきかけ	下水道課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 排水処理施設の保守・管理を徹底し，有害物質の漏えい防止，水質汚濁負荷の低減に努めます。 (事業者)
- 生活排水が水質に与える影響を理解し，日常生活において油や食品残渣などを排水口に流さないようにします。 (市民)

施策3-③ 騒音・振動の発生抑制

【現状と課題】

現 状

- 我が国では、騒音規制法並びに振動規制法に基づき、騒音及び振動に対する対策が取られています。
- 平成26(2014)年度における市内の公害相談受付件数は88件あり、内訳では騒音・振動に関するものが5割強で過半数を占めています。中でも一般家庭から発生する騒音が原因となっている相談が多く見られます。
- 市では、道路交通騒音については市内5箇所、道路交通振動については市内3箇所測定を行っており、騒音については平成26(2014)年度に昼・夜間ともに環境基準⁵を超過した地点は2箇所、夜間のみ環境基準を超過した地点は1箇所ありました。振動については、いずれの地点も要請限度⁵を下回っていました。

課 題

安心して暮らせる環境を維持するとともに、近隣の生活騒音に対する相談が増えていることを踏まえて、住民同士の対話をはたらきかけ、相互の理解を深めて行く取組が必要です。

【施策の方向】

工場・事業場、建設工事、道路交通等による騒音・振動の発生抑制に向けて、引き続き規制・指導を行います。また、生活騒音の防止についての意識啓発に取り組みます。

【施策（取組）の内容】

■ 事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制

工場・事業場や建設工事等を発生源とする騒音・振動については、法律や条例に基づき、防止対策に関する指導を引き続き進めます。

■ 道路交通騒音・振動の発生抑制

自動車による騒音・振動については、主要道路における舗装の改善、沿道の緑化や建築物の誘導によって緩和を図るほか、ドライバーの意識啓発に取り組み、騒音・振動の発生抑制への配慮を促進します。また騒音・振動の測定結果について公表して行きます。

■ 生活騒音の発生抑制

近隣地域への配慮を目的として、一般家庭を対象とした生活騒音の防止に向けた啓発等を行います。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
道路交通騒音の要請限度 ⁵ 数値の未達成地点数	1地点 (平成26年度)	0地点 (平成37年度)
騒音相談が寄せられた工場・指定作業場における規制基準順守状況	85% (平成26年度)	100% (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■事業活動に伴う騒音・振動の発生抑制	
●工場・事業場等への騒音・振動発生抑制に向けた対策の推進	環境政策課
■道路交通騒音・振動の発生抑制	
●道路交通騒音・振動の監視	環境政策課
●低騒音舗装 ⁵ の整備推進	道路管理課
●道路沿道における緩衝用植樹帯の設置	道路管理課 街づくり事業課
■生活騒音の発生抑制	
●生活騒音・振動の低減に向けた啓発の推進	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 設備機械等の保守・管理を徹底し、騒音・振動の発生防止に努めます。 (事業者)
- 生活騒音防止に心掛けます。 (市民)



騒音測定の様子

施策3-④ 化学物質等の対策の推進

【現状と課題】

現 状

- 我が国では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて、化学物質を取り扱う事業者がそれらに関する情報を届出・集計・公表する制度（環境汚染物質排出移動量登録制度、以下「P R T R制度⁵」という。）を導入し、東京都環境確保条例では、適正管理化学物質⁵の届出が求められています。
- また、平成14(2002)年に施行された「土壌汚染対策法」に基づき、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）等による土壌及び地下水の汚染対策が強化されています。
- 東京都ではVOCによる土壌や地下水の汚染が問題視されています。また、大気中のVOCが光化学オキシダント⁵の発生要因となっており、光化学スモッグ注意報が発令されることがあることから、VOC排出事業者の自主的な取組に対する支援を東京都が行っています。
- 更に、化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するため、東京都独自の「化学物質の子どもガイドライン」の策定に取り組んでおり、これまでに「鉛ガイドライン（塗料編）」「殺虫剤樹木散布編」などが示されました。
- 市では、市内約20箇所の井戸においてVOCの測定を行っていますが、継続監視している2箇所の井戸が環境基準⁵を達成していません。
- 市では、室内化学物質について「公共施設等シックハウス⁵対策マニュアル」に基づき、市公共施設の新築・改築後の室内環境測定を行い、必要に応じて対策を講じています。
- 東日本大震災の際に発生した原子力発電所の事故をきっかけとして、空間放射線量や放射性物質による汚染に対する市民の関心が高まっています。
- 市では小学校・保育園・公園など、子ども施設を中心とした定点10箇所の施設における空間放射線量、学校等の給食食材及びプールの放射性物質の測定を定期的に行っています。また、市民等に空間放射線量の測定器の貸出を行っています。

課 題

化学物質のリスクの重大さを踏まえて「予防原則」の考え方に基づく対策を進めて行く必要があります。特に、土壌・地下水汚染について、今後も国や東京都と連携しながら引き続き監視して行く必要があります。また、空間放射線や食材等に含まれる放射性物質がもたらす環境リスクに関しては、正確な情報に基づく適切な対応が必要です。

【施策の方向】

化学物質のリスクに関する情報をできる限り把握し、健康や環境に対する影響を回避するため、市民への正確な情報提供に努めます。また、有害物質取扱事業者等の管理・指導を徹底し、VOC等の化学物質による大気・土壌・地下水・河川の汚染を未然に防止して行きます。

【施策（取組）の内容】**■ 有害化学物質による汚染の防止**

化学物質を取り扱う事業者に対して、法令に基づく化学物質の適正な管理を促すとともに、汚染防止対策の指導を行い、有害物質の漏えい等による大気・土壌・地下水・河川水等の環境汚染を未然に防止して行きます。

■ 化学物質に関するリスクコミュニケーション⁵の推進

化学物質やその環境リスクについて情報を収集し、適切な形で市民に提供して行くとともに、化学物質の影響に対する市民の意識啓発を図ります。

■ 地下水保全に向けた調査・規制

有害物質の漏えい等に備えて、地下水の水質調査を継続して行い、公表して行きます。また東京都環境確保条例に基づく井戸の届出や地下水の揚水量報告を求め、地下水の揚水規制を継続して行きます。

■ 放射線等に関する情報の蓄積・提供

国や都と連携して、空間放射線量の測定監視や、学校や保育園給食における放射性物質に関するサンプリング調査を行い、データの蓄積を図るとともに、放射線等の健康影響に関する正しい知識などの情報とあわせて市民に提供して行きます。

【環境指標】

環境指標	基準値	目 標
空間放射線量の測定監視回数及び除染基準を超えた回数	120回【0回】* (平成26年度)	120回【0回】* (平成37年度)

※：【 】内は除染基準を超えた回数。

【主な事業】

事業内容	担当課
■有害化学物質による汚染の防止	
●化学物質の適正な管理に向けた事業所等への指導	環境政策課
●有害物質取扱事業者に関する実態調査の実施	環境政策課
●工場・事業場における土壌汚染防止対策の推進	環境政策課
●公共施設におけるシックハウス ⁵ 対策の推進	環境政策課
■化学物質に関するリスクコミュニケーション⁵の推進	
●化学物質の環境リスクに関する情報の収集・提供	環境政策課
■地下水保全に向けた調査・規制	
●地下水水質監視の実施	環境政策課
●地下水の揚水利用や井戸の設置に関する規制・指導	環境政策課
■放射線等に関する情報の蓄積・提供	
●公共施設における空間放射線量の測定監視	環境政策課
●学校等の給食における放射性物質の測定監視	学務課 子ども政策課
●公園等における放射性物質に関する調査	緑と公園課
●放射線等に関する情報提供	環境政策課 緑と公園課 学務課 子ども政策課



空間放射線測定の様子

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

●化学物質を取扱う事業者は、適正な使用、保管、管理に努めます。

(事業者)

コラム

揮発性有機化合物（VOC）とは？

VOCは揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれる有機溶剤で、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質です。大気中の光化学反応により、光化学オキシダント[§]を発生する要因の一つとされています。

ドライクリーニングや金属・機械洗浄等に用いられる有機塩素系溶剤などは、洗浄剤・溶剤として優れている半面、地下水汚染などの原因物質となっています。肝・腎機能低下を起こすなどの毒性があり、大気・水・土壌について環境基準[§]が設定され、関係法令によって排出が規制されています。

空間放射線について

私たちは、身の回りにある天然の放射性物質や、食物、宇宙から降り注ぐ宇宙線等から、常に放射線を浴びており、その線量は、年間約2.4mSv（ミリシーベルト）と言われています。自然界から浴びる放射線とは別に、レントゲン撮影等の人工的な要因で浴びる放射線については、一般に年間1 mSvが許容量の目安とされています。

環境中の放射線量は、原子力規制庁が全国にモニタリングポストを設置して常時監視を行っています。測定結果は、「放射線モニタリング情報」として、インターネットを通じてリアルタイムで公開されています。また、東京都も都内8箇所で常時監視を行っており、うち1箇所は調布飛行場にて行われています。

3.4 基本目標4 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち

方針4-(1) 低炭素まちづくりの推進

施策4-① 省エネルギーの推進

【現状と課題】

現 状

- 国は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）を平成20(2008)年に改正し、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者を新たに特定事業者等に指定し、業務ビルや店舗等を対象とした省エネルギー対策を強化しました。本法律に基づき、市の公共施設においてもエネルギーの使用の合理化が求められています。
- 調布市域の平成24(2012)年における温室効果ガス⁵排出量全体の約96%がエネルギーの消費に伴うCO₂であり、部門別^{注)}の内訳では、家庭(336kt-CO₂, 42.3%), 業務(268kt-CO₂, 33.8%), 運輸(143kt-CO₂, 18.0%)の順に多く、この3部門で9割以上を占めています。

注) 産業(農林業・製造業・建設業等), 家庭, 業務(事務所等), 運輸, 廃棄物の5部門

課 題

温室効果ガス排出量が増加傾向にあり、エネルギーを使用することにより排出されるCO₂が、その大半を占めていることを踏まえ、地球温暖化対策として省エネルギーに取り組む必要があります。

【施策の方向】

温室効果ガス排出量の大半を占める家庭部門、業務部門、運輸部門での省エネルギー対策を推進し、市域全体の低炭素化に取り組みます。

【施策（取組）の内容】

■ 住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及推進

省エネ家電や高効率給湯器、住宅の断熱性向上などによる住居の省エネ化、節電行動の普及を推進します。

■ 公共施設や事務所等における省エネルギーの推進

公共施設への率先した省エネルギー対策を始め、業務ビルや店舗等における省エネルギーの推進に向けた啓発に取り組みます。

■ 低燃費車等の利用及びエコドライブ⁵普及の啓発

低燃費車等の普及に向けた呼びかけやエコドライブ普及についての啓発を推進します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
市役所から排出されるCO ₂ の削減 ^{*1}	14,859t-CO ₂ (平成26年度)	13,343t-CO ₂ (平成37年度)
街路灯のLED化	0m ^{*2} (平成26年度)	【H28～H37の累計】 1,380m ^{*2} (平成37年度)
市域から排出されるCO ₂ 排出量 ^{*3} 【参考指標】	829kt-CO ₂ (平成24年度)	705kt-CO ₂ (平成35年度)

※1：市役所の事務事業（市役所を構成する組織が管理する施設及び車両）が対象

※2：街路灯をLED化した道路整備距離数

※3：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出・公表。数値は2年遅れの公表となる。

【主な事業】

事業内容	担当課
■住居の省エネ化及び家庭における省エネ行動の普及推進	
●家庭における省エネ型機器の普及啓発	住宅課
●市民意識の更なる向上を目指した省エネルギーについての啓発	環境政策課
■公共施設や事務所等における省エネルギーの推進	
●公共施設における省エネ型機器の導入	環境政策課
●公共施設における環境マネジメントシステム（EMS） ⁵ による省エネの推進	環境政策課
●省エネ・節電の啓発	環境政策課
●街路灯のLED化	道路管理課 街づくり事業課
■低燃費車等の利用及びエコドライブ⁵普及の啓発	
●公用車への低燃費・低公害車の導入推進	環境政策課
●低燃費車等の利用啓発	環境政策課
●エコドライブ普及の啓発	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 家電等の買替えの際には、省エネ性能を考慮します。
(市民・事業者)
- 健康や業務に支障のない範囲で、家庭やオフィス等での節電など、省エネに努めます。
(市民・事業者)
- 自動車等で移動する場合は、エコドライブに努めます。
(市民・事業者)



親子エコ・クッキング講座

施策4-② 再生可能エネルギー等の活用推進

【現状と課題】

現 状

- 国は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下「R P S 法」という。)によって、再生可能エネルギーによって発電した電力の一定量買取を電力事業者に義務付けているほか、固定価格買取制度(以下「F I T」という。)によって再生可能エネルギーの導入を促進しています。
- 事業者(主に製造業)においても、新たなエネルギー利用形態の実用化に向けた調査・研究に取り組んでおり、熱源機器(ボイラー等)への燃料電池[§]の搭載、プラグインハイブリッド車(P H V)や水素自動車、燃料電池車、電気自動車(E V)などの技術開発が進められています。
- 市では、平成25(2013)年に、F I Tを活用した公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を市民・事業者とともに開始し、市営住宅など34箇所の公共施設に太陽光パネルを設置し、平成26(2014)年6月から全対象施設での発電が始まりました(発電容量925kW、年間想定発電量約97万kWh(約270世帯分))。

課 題

温室効果ガス[§]排出量が増加傾向にあることを踏まえ、低炭素なエネルギーとして、更なる再生可能エネルギーの活用促進とともに、エネルギー利用の高効率化に向けた新たな利用形態の普及を図る必要があります。

【施策の方向】

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー活用を進めるとともに、エネルギー利用の高効率化や多様なエネルギーの活用に取り組みます。

【施策(取組)の内容】

■ 再生可能エネルギー利用設備等の導入推進

太陽光発電システムや太陽熱温水器等の再生可能エネルギーを利用した設備について、公共施設における率先導入及び家庭等への導入に向けた普及啓発を図ります。

■ 再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究

エネルギー利用の高効率化の推進や、多様なエネルギーの利用可能性について調査・研究に取り組みます。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
補助要綱 ^{※1} に基づく補助金交付対象となった太陽光発電システムの公称最大出力 [§]	367.88kW (平成26年度)	【H28～H34の累計】 2,520kW (平成34年度)
補助要綱 ^{※2} に基づく補助金交付対象となった家庭用燃料電池 [§] の助成件数	105件 (平成26年度)	【H28～H34の累計】 700件 (平成34年度)
公共施設に設置した太陽光発電システムの公称最大出力	993.8kW (平成26年度)	1,043.5kW (平成37年度)

※1：調布市太陽光発電設備等取付け等工事費補助金交付要綱（平成25年要綱第29号）

※2：調布市地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金交付要綱（平成23年要綱第85号）

【主な事業】

事業内容	担当課
■再生可能エネルギー利用設備等の導入推進	
●公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の推進	環境政策課
●住宅における太陽光発電システム等の導入に対する普及啓発	住宅課
●公共施設における太陽光発電システムの導入	各施設の所管課
■再生可能エネルギー等の活用に向けた調査・研究	
●新たなエネルギーの活用に向けた調査・研究	環境政策課
●公共施設におけるグリーン電力 [§] の購入検討	環境政策課
●環境配慮型住宅等の研究	住宅課 環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 太陽光発電システムを始めとする環境に配慮した設備の導入に努めます。（市民・事業者）



調布市多摩川自然情報館の壁面に設置された太陽光発電パネル

施策4-③ 環境に配慮したまちづくり

【現状と課題】

現 状

- 京都議定書[§]第二約束期間（平成25(2013)～32(2020)年）に向けて、欧米諸国が温室効果ガス[§]排出量削減目標を表明する中、我が国はその枠組みには不参加であったものの、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく取組を引き続き進めて行くこととしています。
- 平成27（2015）年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定[§]」に基づき、我が国は国内の温室効果ガス排出量を「平成42(2030)年度までに13年度比で26%減らす」との削減目標を掲げています。
- 温対法に基づき、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）には、温室効果ガス排出量の算定と国への報告が義務付けられているほか、東京都においても、東京都環境確保条例に基づき、中小規模事業者を対象とした地球温暖化対策報告書制度が導入されています。
- 市域の温室効果ガス排出量は増加しており、平成2年(1990)に比べ、平成24年(2012)は約1.24倍の829kt-CO₂となっています。
- 市では、平成22(2010)年3月に「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、平成28(2016)年3月に「第3次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」をそれぞれ策定し、市域や市役所の事務から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

課 題

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、都市基盤の整備と合わせた環境に優いまちづくりの検討など、将来を見据えたまちづくりの視点から環境負荷の低減に取り組む必要があります。

【施策の方向】

公共施設の整備やまちづくり事業において、様々な視点から低炭素技術の導入に努めるとともに、温室効果ガスの削減に貢献するまちづくりを推進します。

【施策（取組）の内容】

■ 緑を活かした地球温暖化への対応

公共施設のみならず、住宅や事業所における緑化を推進することにより、地球温暖化への対応を図ります。

■ 交通体系の低炭素化

鉄道・路線バス・ミニバス[§]等の連携を強化し、公共交通の利便性を高めることにより、マイカー利用の抑制を図る一方で、自転車や歩行者が安全に通行できる道路環境の整備に努めます。

■ エネルギーの有効利用の推進

低炭素まちづくりに向けた地域エネルギー利用効率化の検討や環境マネジメントシステム（EMS）[§]等の活用支援、事業所におけるエネルギー需要管理とネットワーク化等による有効利用を検討します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
みどり率（再掲） [§]	36.0% （平成22年度）	36.0% （平成32年度）
市域から排出されるCO ₂ 排出量 【参考指標】（再掲）	829kt-CO ₂ （平成24年度）	705kt-CO ₂ （平成35年度）

【主な事業】

事業内容	担当課
■緑を活かした地球温暖化への対応	
●公共施設の壁面緑化の推進	環境政策課
●民間施設の敷地内や屋上・壁面緑化の推進	緑と公園課
●市民参加による環境に配慮したまちづくりに向けた地区計画 [§] 等の検討の支援	都市計画課
■交通体系の低炭素化	
●公共交通の運行体系の最適化などに向けた検討	交通対策課
●自転車走行空間の計画・整備	道路管理課 交通対策課
●「人と環境にやさしい道路」の整備	道路管理課
●公共交通の利便性の向上	交通対策課
●コミュニティサイクル [§] 等の促進事業の実証実験の実施	産業振興課
●コミュニティサイクル等の導入検討	交通対策課
■エネルギーの有効利用の推進	
●環境マネジメントシステム(EMS) [§] 等の活用支援	環境政策課
●低炭素まちづくりに向けた地域エネルギー利用効率化の検討	環境政策課 都市計画課
●事業所・家庭へのエネルギー管理システム(BEMS [§] , HEMS [§])の設置支援等の検討	住宅課 環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 敷地内やベランダ・屋上・壁面等の緑化に努めます。 (市民・事業者)
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用するとともに、近くの場所へは自転車や徒歩での移動を心掛けるようにします。 (市民)



東部公民館のグリーンカーテン

施策4-④ 地球温暖化への適応

【現状と課題】

現 状

- 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）[§]」の第5次評価報告書によれば、地球の平均気温がこの100年余りで0.85℃上昇したことは事実であり、更に21世紀末には今よりも最大で4.8℃上昇する可能性があるとして予測されています。
- 地球温暖化による気候変動の影響によって、極端な高温や強い台風、都市型水害[§]の原因となる局地的な短時間豪雨などの異常気象が各地で発生しており、それらの影響の拡大が懸念されています。
- 市では、各家庭における節電対策、熱中症対策の推進とともに、クールビズ・ウォームビズを奨励しています。

課 題

温室効果ガス[§]濃度の上昇による地球温暖化が進行しており、気候変動による異常気象への影響に適応して行くことが必要です。

【施策の方向】

地球温暖化が進行していることを認識し、気候変動によりもたらされる異常気象による災害等に備えます。

【施策（取組）の内容】

■ 地球温暖化に関する情報の提供

専門機関や国の研究成果など、地球温暖化に関する最新の知見について、情報を収集し、市民にわかりやすい形で提供して行きます。

■ ライフスタイルによる適応

クールビズ・ウォームビズを始めとして、地球温暖化への適応を進めます。

■ 気候変動に伴う異常気象への適応

近年増加する傾向にある猛暑や、局地的な短時間豪雨などの異常気象等に備えた対策等を推進します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
浸透設備等の設置による雨水の浸透能力 (再掲)	66,828m ³ /h (平成26年度)	【H26～H37の累計】 115,600m ³ /h (平成37年度)
地球温暖化に係る情報提供数	25回 (平成26年度)	28回 (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■地球温暖化に関する情報の提供	
●地球温暖化情報の収集及び適切な情報提供の推進	環境政策課
■ライフスタイルによる適応	
●クールビズ・ウォームビズ等の奨励	環境政策課
■気候変動に伴う異常気象への適応	
●緊急避難場所の確保と防災マップ等による市民への周知	総合防災安全課
●公道における透水性舗装 ⁵ の導入推進(再掲)	道路管理課 街づくり事業課
●豪雨対策の検討	下水道課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 節電や省エネ行動のほか、クールビズ・ウォームビズによる環境への適応に取り組みます。(市民・市民団体・事業者)
- 地球温暖化による災害リスクを理解し、災害の発生に備えます。(市民・市民団体・事業者)

コラム

緩和策と適応策について

地球温暖化対策として、これまでは主に、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入などを通じて温室効果ガスを削減する「緩和策」が採られてきました。これに対して、気候変動やそれに伴う様々な影響を前提として受け入れ、人や社会・経済のシステムを調節することで、その影響をできる限り軽減しようという「適応策」への取組も始まっています。

方針4-(2) 循環型まちづくりの推進

施策4-⑤ 3R^s推進によるごみの減量

【現状と課題】

現 状

- 我が国では、「循環型社会形成推進基本法」に基づいて、ごみの発生抑制を第一に、資源の循環的な利用を促進して行く循環型社会の形成を目指し、3Rを推進しています。
- 市では、平成25(2013)年に「調布市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成34(2022)年度までに市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量380g/人日、家庭系ごみ資源化率45%、総資源化率^s47%を目標に掲げ、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいます。
- 燃やせないごみ、資源物、有害ごみは調布市クリーンセンターやふじみ衛生組合リサイクルセンターにおいて資源化されており、近年の資源化率は全国の同規模自治体（人口10万人以上50万人未満）の中において高いレベルを維持しています。
- 平成26(2014)年度のごみ処分量は約56,300t（集団回収を除く）であり、家庭系ごみの有料化以降のピーク時（平成18(2006)年度）と比べて10,000t以上の減量となっています。
- ごみ排出量の約半分を占める家庭系の燃やせるごみの量は近年横ばいであり、減量ペースは鈍化する傾向がみられます。
- 家庭から排出される生ごみが、家庭系の燃やせるごみの多くを占めています。

課 題

市民や事業者等の3Rの取組を引き続き促進するとともに、確実なごみの減量を推進する必要があります。

【施策の方向】

ごみの発生抑制を最優先とし、3Rの推進に向けた啓発や、市民・事業者の自主的な取組の支援等を行い、ごみの更なる減量に取り組みます。

【施策（取組）の内容】

■ ごみの発生抑制に向けた啓発

市民の意識啓発に取り組み、ごみを出さない、ごみになるものは受け取らないといったごみ減量につながる意識啓発に努めます。

■ 市民・事業者の自主的な取組の支援

家庭系ごみの更なる減量に向けて、家庭系ごみの多くを占める生ごみの減量を推進するとともに、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の容器包装削減や店頭回収などの取組を支援します。



ごみの量を減らそう・繰り返し使おう・資源として活かそう

リデュース・リユース・リサイクル
(3R) キャンペーンマーク

(リデュース・リユース・リサイクル推進協議会)

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	389.7 g / 人日 (平成26年度)	380 g / 人日* (平成34年度)

※：目標値は「調布市一般廃棄物処理基本計画」による。

【主な事業】

事業内容	担当課
■ごみの発生抑制に向けた啓発	
●ごみの発生抑制に向けた市報・市ホームページ・広報誌等による意識啓発・情報提供	ごみ対策課
●ごみ減量と3R ^s に関する出前講座及び清掃施設見学の実施	ごみ対策課
●水切りネット活用の普及啓発	ごみ対策課
■市民・事業者の自主的な取組の支援	
●調布エコ・オフィスの認定	ごみ対策課
●ごみ減量・リサイクル協力店 ^s の拡充	ごみ対策課
●マイバッグの利用の推進	ごみ対策課
●生ごみ堆肥化など、家庭での生ごみ減量の取組の支援	ごみ対策課
●家庭系ごみの資源化の推進（集団回収等）	ごみ対策課
●更なるごみの発生抑制の推進	ごみ対策課
●フリーマーケットの開催支援・情報提供	文化振興課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 原材料から見直し，LCAの観点から，資源・エネルギー・水等の環境負荷の少ないものづくりを進めます。 (事業者)
- 物品等の購入時は簡易な容器包装の選択，適正な量の購入，マイバッグの利用等を心掛け，ごみの減量に努めます。 (市民・市民団体・事業者)

コラム

LCA (Life Cycle Assessment : ライフサイクルアセスメント) とは？

製品に関して，資源の採取から製造，使用，廃棄，輸送などすべての段階（ライフサイクル）をとおして，投入した資源・エネルギーあるいは排出した環境負荷とそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的，客観的に評価する手法のことをいいます。

施策4-⑥ ごみの適正処理

【現状と課題】

現 状

- 我が国では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、一般廃棄物や産業廃棄物の処理が行われていますが、都市部ではごみ焼却場等の中間処理施設や最終処分場の新たな立地が困難な状況です。
- また、平成12(2000)年以降、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電について個別にリサイクル法を施行するほか、環境に優しい物品購入の支援などにより、資源循環型社会の形成を推進しています。
- 焼却灰・飛灰等はエコセメント原料としてリサイクルされており、最終処分としての埋立量は平成19(2007)年度以降ゼロを維持しています。
- 多摩川、野川などの河川敷や崖線、道路、農地等において、ごみの不法投棄が見られます。
- 一部の資源物収集場所では、古紙などの資源物を持去るケースが見られます。

課 題

分別排出の適正化を図り、資源化を更に推進するとともに、不法投棄や資源物の持去りなどの防止に取り組む必要があります。

【施策の方向】

ごみの分別の更なる徹底や、資源物の無断持去りの取り締まり強化などを図り、資源化を推進するとともに、不法投棄対策の充実等によってごみの適正処理を推進します。

【施策（取組）の内容】

■ ごみの安定処理の確保

ふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみ、リサイクルセンターにおいて、ごみの分別区分に応じて、焼却・再利用・資源化・廃熱の有効活用等に向けた処理を進めます。また、クリーンセンターの機能移転による安定的な一般廃棄物の資源化処理施設及びし尿処理施設の整備を進めます。

■ 不法投棄対策の充実

市民意識の高揚、パトロール強化等によって、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、排出者に対する適正処理を促します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
最終処分量（埋立量）	0 (平成26年度)	0* (平成34年度)
総資源化率 [§]	44.7% (平成26年度)	47%* (平成34年度)

※：目標値は「調布市一般廃棄物処理基本計画」による。

【主な事業】

事業内容	担当課
■ごみの安定処理の確保	
●ごみ分別排出の表示・広報の改善に向けた検討	ごみ対策課
●焼却灰のエコセメント化推進	ごみ対策課
●資源物の持去り対策の推進	ごみ対策課
●粗大ごみの再生利用の推進	ごみ対策課
●廃家電製品からの有用金属の回収	ごみ対策課
●せん定枝資源化支援事業の推進	ごみ対策課
●公園のせん定枝資源化事業の推進	緑と公園課
●ごみの効率的な収集及び運搬の推進	ごみ対策課
●クリーンセンター機能移転の推進	ごみ対策課
■不法投棄対策の充実	
●ごみの適正排出の啓発・指導	ごみ対策課
●関係機関との連携による不法投棄パトロールの強化	ごみ対策課
●不法投棄防止に向けた市民意識の啓発	ごみ対策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- ごみの廃棄に当たっては、決められたルールにしたがって分別のうえ、排出します。
(市民・事業者)



ごみの収集作業

3.5 基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

方針5-(1) 環境情報の整備・共有

施策5-① 環境情報の集約・活用・発信

【現状と課題】

現 状

- 環境省や東京都、調布市を始めとする各自治体では、環境に関する各種情報を収集・整理し、市ホームページや冊子、イベント開催等を通じて発信しています。
 - 調布市では、入間・樹林の会、カニ山の会などの市民団体が、農地や樹林地、河川の保全活動に取り組んでおり、それらの活動を進める中で、樹木の手入れ等に関する専門技術が培われています。
 - 市民アンケート調査結果^{注)}によると、「環境に関する情報を得る機会」「環境について学ぶ機会」「環境保全イベント等の開催」の現状の満足度に対して、「どちらでもない」との回答が3分の2を超えています。その一方で、今後「重要」「やや重要」とする回答はいずれも7割未満で他の選択肢に比べて重要視する割合は低い状況でした。
- 注) 平成26(2014)年度に実施した「調布の環境に関する市民アンケート調査結果」による。
- 「調布市環境モニター[§]」が市内の環境調査を行い、環境情報の収集に取り組んでいます。

課 題

環境の状況について、市民の関心をより高めて行くために、環境情報等を集約し、積極的かつ効果的に提供して行く必要があります。特に、「調布市環境モニター」が収集した環境情報については、有効活用に向けた課題があり、今後、一元的な管理を行い、発信・提供して行くなどの必要があります。

【施策の方向】

市民や各種団体が実施する環境調査や環境学習事業等や、環境保全活動によって得られた成果・知見等の情報を集約・活用し、発信して行きます。

【施策（取組）の内容】

■ 環境情報の集約・活用

調布市や環境団体等が主体となって実施する環境調査や環境保全活動とそれによって得られた成果や、環境に関するイベント等の情報を収集し、一元的に管理し、活用します。

■ 環境情報の提供

特に若い世代向けなど、情報の受け手に応じた環境情報を、新たに発信・提供します。

■ 環境情報発信の検討

一方通行的な情報発信から、広報・広聴双方向の視点に基づく、環境情報発信方法の検討を行います。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
市報や環境年次報告書等による環境情報の提供回数	104回 (平成26年度)	115回 (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■環境情報の集約・活用	
●自然環境情報のデータベース化に向けた仕組みづくりの検討 (再掲)	環境政策課
●環境情報の収集・発行 (環境年次報告書, ちょうふ環境にゆ〜す等の発行)	環境政策課
●庁内連携等による環境情報の収集と発信方法の検討	環境政策課
●市内で実施されている環境学習・環境教育の実態の把握	環境政策課
■環境情報の提供	
●市ホームページ等を利用した環境情報の発信	環境政策課
●中学生版「ちょうふ環境にゆ〜す」の発行	環境政策課
■環境情報発信の検討	
●新たな環境情報発信方法の検討	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 市が発信する環境情報や市内の環境保全活動への参加等により，調布の環境について理解を深めます。
(市民・市民団体・事業者)

コラム

「ちょうふ環境にゆ〜す」～未来へつなぐちょうふの環境～

調布の財産である緑と水の保全，また地球温暖化対策など市が実施している環境政策や，市民・事業者が取り組む環境保全活動などを広く情報発信し，調布の環境保全に対する市民等の関心を高めるため，平成21(2009)年8月から市が発行している環境に係る情報誌です。

市ホームページから閲覧・ダウンロードできるほか，地域福祉センターや公民館などでも配架しています。



ちょうふ環境にゆ〜す

方針5-(2) 環境活動を担う人材の育成

施策5-② 活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進

【現状と課題】

現 状

- 平成26(2014)年に終了した「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継プログラムとして「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択されたことを受け、わが国でも社会経済システムに環境配慮を織り込んで行くことを目指した学習計画が立てられています。
- 国や都では、日本自然保護協会の自然観察指導員や東京都自然保護指導員などによる環境学習指導が行われています。
- 平成22(2010)年に多摩川自然情報館、平成24(2012)年に都立神代植物公園植物多様性センター、平成25(2013)年にふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみが開設され、市民が環境に関して広く学べる拠点施設が整備されました。
- 市では、市民サポーター等による運営協力のもとで、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした、各種環境学習事業を推進しています。
- また、市では、市民、事業者の協力のもと、環境フェアや緑と花の祭典⁵といった環境に関するイベントを開催しており、多数の市民が参加しています。
- 一方で、環境学習に協力する市民サポーター等のメンバーは、固定化・高齢化し、若い世代の参加者が減少しています。
- なお、市民アンケート調査結果^{注)}によれば、ごみの分別を徹底する、廃油や残飯を下水に直接流さない、騒音について近隣に配慮しているなどの身近な生活環境の保全に関する行動については、一人ひとりができることから実践している状況が確認されました。
注)平成26(2014)年度に実施した「調布の環境に関する市民アンケート調査結果」による。

課 題

新たな人材を確保するため、次代を担う子どもたちや若い世代が学習できる体制等を整備して行く必要があります。また、市民の環境への関心を高め、環境保全活動の担い手として育成して行く必要があります。

【施策の方向】

学校での環境教育推進や地域での環境学習に取り組み、環境の保全に携わる市民を増やすとともに、環境保全活動の継続に向けて若い世代の人材の育成に取り組みます。また、より多くの市民に対して、環境に対する興味・関心を高めて行きます。

【施策（取組）の内容】**■ 学校での環境教育の推進**

学習指導要領に基づき理科・社会科等の教科、総合的な学習の時間の実施により、環境教育の推進に取り組みます。

■ 地域での環境学習の支援

環境学習プログラムや教材等の提供、環境セミナー・出前講座の開催等により、地域の環境学習を支援します。また、多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進を図ります。

■ 環境についての伝承や活動をリードする人材の育成

雑木林の成り立ちや意義、水辺の大切さなどを次世代に伝えて行くため、人材育成講座等を実施し、環境保全活動をリードする人材の育成を図ります。

■ 市民意識の高揚のためのイベント・キャンペーンの実施

環境フェアを始めとする環境関連イベントを開催し、様々な団体と市民との交流を図るほか、環境に配慮したライフスタイルの普及に向けて、キャンペーン等を実施し、市民意識の向上に向けた支援を行います。

■ 小中学生などに適した啓発活動の実施

小中学生向けのイベントや活動プログラムを用意するなど、対象者に適した啓発活動を実施します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
多摩川自然情報館のボランティア解説員養成講座を受講し、解説員として登録するボランティア人数	19人 (平成26年度)	40人 (平成37年度)
調布こどもエコクラブ加入者数	55人 (平成26年度)	【H28～H37の累計】 500人* (平成37年度)
雑木林ボランティア講座 [§] の延べ受講者数(再掲)	【年間延べ参加人数】 72人 (平成26年度)	【H28～H37の累計】 800人 (平成37年度)

※：年間原則定員は50人。

【主な事業】

事業内容	担当課
■学校での環境教育の推進	
●学習指導要領に基づく環境教育の推進	指導室
●学校授業への講師派遣（専門家・市職員・市民ボランティア）	環境政策課
●環境教育に関する学校間の連携	指導室
●自然体験型環境教育の推進	指導室
■地域での環境学習の支援	
●多摩川自然情報館を中心とした市内環境学習関連施設や社会教育施設における環境学習事業の推進	環境政策課 公民館
●環境学習プログラム・教材の提供	環境政策課
●幅広い市民を対象とした環境イベントの開催	環境政策課 緑と公園課
●深大寺・佐須地域の環境資源をテーマにした市民との協働による環境学習事業の推進	環境政策課
■環境についての伝承や活動をリードする人材の育成	
●雑木林ボランティア講座の実施による人材育成講座の実施	環境政策課
●多摩川自然情報館におけるボランティア解説員養成講座の実施	環境政策課
●環境リーダー等育成のための仕組みづくりの検討	環境政策課 緑と公園課
■市民意識の高揚のためのイベント・キャンペーンの実施	
●多摩川自然情報館における夏休みイベント、多摩川自然情報館まつり、月別イベント等の実施	環境政策課
●環境フェアの実施	環境政策課
●緑と花の祭典 [§] の実施	緑と公園課
■小中学生などに適した啓発活動の実施	
●小中学生等への環境活動機会の提供	環境政策課
●調布こどもエコクラブでの環境保全・調査活動の実践	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 調布の環境について理解を深め、市民団体や市民との交流を図りながら、調布における環境活動を担って行きます。
(市民・市民団体・事業者)

コラム

■ 環境フェアの開催

市では、毎年6月の環境月間にあわせ、市民を始めとした多くの方々に環境を見つめ直し、考える機会を持っていただくため、環境フェアを開催しています。環境フェアには、例年、市民団体・事業者・行政機関などが、様々な展示・体験ブースにより出展しています。平成27(2015)年度は、自然エネルギー体験や子ども向け工作体験、ゴーヤの苗無料配布、環境配慮グッズを景品とした抽選会（会場で実施するスタンプラリー参加者が対象）などを行いました。



調布市環境フェア

■ 調布子どもエコクラブ活動

調布子どもエコクラブは、市内の小学1年生から中学3年生までを対象としてメンバーを募集（平成27(2015)年度は54人のメンバーが登録）し、市民サポーターの協力を得て、環境学習活動を続けています。「子どもたちに、自然を楽しみながら学ぶことで好きになってもらう」をテーマに、バードウォッチング体験、川辺の探索、野菜の収穫体験など、年間7回程度の活動を行っています。

調布子どもエコクラブ
(野川での生き物調べ)

方針5-(3) 連携・協働の基盤づくり

施策5-③ 市民・事業者・市等の連携強化

【現状と課題】

現 状

- 市内の環境情報にふれ、学習する拠点施設として、平成22(2010)年に市が新たに整備した多摩川自然情報館は多くの市民に利用されており、オープン初年度の入館者数延べ5,000人から、平成26(2014)年度は延べ10,000人を超えました。
- 多摩川自然情報館、市民活動支援センター、調布市文化会館たづくり内にある「みんなの広場」等は、環境活動団体等の活動の場として利用されています。
- 国は、技術士や環境カウンセラー[§]などの有資格者に対して、理科教育などにおける技術的な支援を要請しています。
- 東京都では、東京ボランティア・市民活動センターと協力して、ボランティアやNPOなどの市民活動の支援事業に取り組んでいます。
- 市では、平成12(2000)年から市民との協働で崖線の保全活動を行っており、活動団体数は平成26(2014)年度現在で、5団体となっています。

課 題

市民・市民団体・事業者・市等の協働による環境保全活動の活性化を図るため、様々な側面から各主体の連携を支援する必要があります。

【施策の方向】

市民や環境活動団体の連携・協働のための制度・仕組みを整え、連携・協働を推進します。

【施策（取組）の内容】

■ 環境保全活動の拠点となる場の提供

環境活動団体等の活動を促進するため、多摩川自然情報館、市民活動支援センター、みんなの広場等の既存の公共施設を活用した場の提供を継続して行きます。

■ 活動支援のための制度・仕組みづくり

緑を保全して行くため、協力の呼びかけと効果的な活用について検討して行きます。また、各種団体等の環境保全活動を支援する制度を検討して行きます。

■ 環境保全活動の環（わ）の拡大

各種協議会、他自治体、学校などとの連携を通じて、市民・市民団体・事業者等への環境保全活動の環（わ）の拡大に向けた取組を推進します。

【環境指標】

環境指標	基準値	目標
環境連携事業数	58回 (平成26年度)	【H28～H37の累計】 580回 (平成37年度)

【主な事業】

事業内容	担当課
■環境保全活動の拠点となる場の提供	
●市民団体等への場の提供	環境政策課
■活動支援のための制度・仕組みづくり	
●調布市ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金への協力呼びかけと効果的活用の検討（再掲）	緑と公園課 環境政策課
●環境活動ボランティア支援の仕組みづくりの検討	環境政策課
■環境保全活動の環（わ）の拡大	
●広域的な環境保全活動に向けた他自治体との連携	環境政策課
●雑木林連絡会の運営支援	緑と公園課
●都立農業高校・相互友好協力協定大学との連携による環境学習の推進	環境政策課
●環境活動交流会の開催	環境政策課
●市民団体等が主体となって環境活動を実施する仕組みづくりの検討	環境政策課

【市民・市民団体・事業者に期待される役割】

- 市民団体や市民との交流や連携を深め、環境保全活動の充実を図ります。
(市民・市民団体・事業者)
- 市外の市民団体とも連携を図りつつ、広域的な環境保全活動に取り組みます。
(市民団体)